

J	芸術，文化活動
K	宗教
L	高度専門職1号ロ，報道，研究（転勤），企業内転勤
M	高度専門職1号ハ，投資・経営
N	高度専門職1号イ・ロ，研究，技術・人文知識・国際業務，介護，技能，特定活動（特定研究等活動・特定情報処理活動），特定活動（本邦大学卒業者）
O	興行
P	留学
Q	研修
R	家族滞在，特定活動（特定研究活動等家族滞在），特定活動（E P A家族），特定活動（本邦大学卒業者家族）
T	日本人の配偶者等，永住者の配偶者等，定住者 ※在留資格「定住者」に該当する全ての場合
U	外交，公用，法律・会計業務，医療，特定活動
V	特定技能
Y	技能実習

(2) 申請書記載上の留意点

ア 申請人に対し，各申請書様式1の裏面の「記載上の注意」に留意の上，記載するよう指導する。

イ 申請書の記載は次の要領による。

(ア) 申請人等作成用及び共通事項

① 「国籍・地域」

日本国政府が承認した外国政府の発行した旅券を提示して上陸しようとする者については，当該旅券の国籍・地域（入管法第2条第5号ロに規定する地域）名を記載させる。

また，日本国政府が承認した外国政府が自国民以外の者に発行する旅券（外国人旅券）又はこれに代わる証明書を提示して上陸しようとする者については，当該文書上に申請本人の国籍として記載された国の名称を記載させる。

（注1）入管法第2条第5号ロに規定する地域については，「台湾」，「ヨルダン川西岸地区及びガザ地区」が該当し，台湾旅券所持者又は台湾旅券の発